

一、最新中国法令

● 关于开展 2015 年外商投资企业年度投资经营信息联合报告工作的通知

【发布单位】商务部、财政部、国家税务总局、国家统计局

【发布文号】商资函〔2015〕366 号

【发布日期】2015-07-13

【内容提要】根据该通知：

- 在中国境内依法批准设立并登记注册、获得法人资格的外商投资企业应当于 2015 年 07 月 16 日至 10 月 15 日，登录“全国外商投资企业年度投资经营信息网上联合报告及共享系统”（<http://lhnb.gov.cn/>），填报 2014 年度投资经营信息报告。相关信息在商务、财政、税务、统计部门间实现共享。
- 2015 年度批准设立的外商投资企业，自下一年度起填报企业年度投资经营信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201507/20150701042839.shtml>

● 关于对上海市高级人民法院等就涉及中国国际经济贸易仲裁委员会及其原分会等仲裁机构所作仲裁裁决司法审查案件请示问题的批复

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2015〕15 号

【发布日期】2015-07-15

【实施日期】2015-07-17

【内容提要】关于中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“中国贸仲”）、原中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会（现已更名为华南国际经济贸易仲裁委员会，以下简称“华南贸仲”）、原中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（现已更名为上海国际经济贸易仲裁委员会或上海国际仲裁中心，以下简称“上海贸仲”）之间的管辖权争议，该批复进行了明确：

关于“当事人约定提交华南分会或上海分会仲裁的案件”的管辖权	
约定时间	管辖权归属
更名之前	华南贸仲或上海贸仲
更名之后（含更名之日）该批复施行之日	中国贸仲 但申请人向华南贸仲或者上海贸仲申请仲裁，被申请人对华南贸仲或者上海贸仲的管辖权没有提出异议

一、最新中国法令

● 2015 年外商投资企业年度投资经营情报连合报告作业展开に関する通知

【発布機関】商務部、財政部、国家税務総局、国家統計局

【発布番号】商資函〔2015〕366 号

【発布日】2015-07-13

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 中国国内において法に依拠し設立を許可され且つ登記登録し、法人資格を取得している外商投資企業は 2015 年 7 月 16 日より 10 月 15 日までの期間において、「全国外商投資企業年度投資経営情報オンライン連合報告及び共有システム」（<http://lhnb.gov.cn/>）にアクセスし、2014 年度投資経営情報報告を記入しなければならない。関係情報は商務、財政、税務、統計部門の間で共有する。
- 2015 年度に設立を許可された外商投資企業は、翌年度より企業年度投資経営情報を記入する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201507/20150701042839.shtml>

● 中国国際經濟貿易仲裁委員會およびその旧分会などの仲裁機構のなした仲裁裁決の司法審査案件についての上海市高級人民法院などに対する指示要請にする回答書

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2015〕15 号

【発布日】2015-07-15

【実施日】2015-07-17

【概要】中国国際經濟貿易仲裁委員會（以下、「中国貿仲」という）、旧中国国際經濟貿易仲裁委員會华南分会（現在、华南国際經濟貿易仲裁委員會に改名。以下、「华南貿仲」という）、旧中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会（現在、上海国际經濟貿易仲裁委員會または上海国际仲裁センターに改名。以下、「上海貿仲」という）間の管轄権をめぐる争いについて、本回答書では以下の通り、明確にしている。

「当事者が华南分会または上海分会に仲裁を付託する旨を約定している案件」の管轄権に関して	
約定時間	管轄権の帰属
改名前	华南貿仲または上海貿仲
改名後（改名日を含む）、本回答書施行	中国貿仲 但し、申立人が华南貿仲または上海貿仲に仲裁を申し立て、被申立人が华南貿仲または上海貿仲の管轄権に

前	的, 当事人在仲裁裁决作出后以华南贸仲或者上海贸仲无权仲裁为由申请撤销或者不予执行仲裁裁决的, 法院不予支持。
该批复施行之后(含施行起始之日)	中国贸仲
其他	
该批复还对“该批复施行之前, 中国贸仲或者华南贸仲、上海贸仲已经受理的案件”的管辖权、仲裁裁决的执行等问题, 进行了明确。	

备注:

- 华南贸仲于 2012 年 12 月 09 日正式更名;
- 上海贸仲于 2013 年 04 月 11 日正式更名。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-07/16/content_100141.htm?div=-1

● [关于境外央行、国际金融组织、主权财富基金运用人民币投资银行间市场有关事宜的通知](#)

【发布单位】中国人民银行

【发布日期】2015-07-14

【实施日期】2015-07-14

【内容提要】根据该通知:

- 相关境外机构投资者进入银行间市场, 应当通过原件邮寄或银行间市场结算代理人代理递交等方式向中国人民银行提交中国银行间市场投资备案表。
- 备案完成后, 相关境外机构投资者可在银行间市场开展债券现券、债券回购、债券借贷、债券远期, 以及利率互换、远期利率协议等其他经中国人民银行许可的交易。相关境外机构投资者可自主决定投资规模。
- 相关境外机构投资者应作为长期投资者, 基于资产保值增值的合理需要开展交易。中国人民银行将根据双方对等性原则和宏观审慎要求对相关境外机构投资者的交易行为进行管理。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/524/2015/20150714154753677115588/20150714154753677115588_.html

前	ついて異議申し立てをしていない場合で、当事者が仲裁裁決後に華南貿仲または上海貿仲に仲裁権利がないことを理由に取消しまたは仲裁裁決を執行しない旨の申し立てを行ったとき、法院はこれを支持しない。
本回答書施行後(施行開始日を含む)	中国貿仲
その他	
本回答書は、「本回答書施行前に、中国貿仲または華南貿仲、上海貿仲が受理済みの案件」の管轄権、仲裁裁決の執行などについても、明確にしている。	

備考:

- 華南貿仲の正式改名日は、2012 年 12 月 9 日である。
- 上海貿仲の正式改名日は、2013 年 4 月 11 日である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-07/16/content_100141.htm?div=-1

● [国外の中央銀行、国際金融組織、ソブリン・ウェルス・ファンドが人民元を活用して銀行間市場を投資することに関する通知](#)

【発布機関】中国人民银行

【発布日】2015-07-14

【実施日】2015-07-14

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 係る国外機関投資家が銀行間市場に進出するにあたっては、原本の郵送または銀行間市場決済代理人による代理提出などにより中国人民銀行に中国銀行間市場投資届出表を提出しなければならない。
- 届出完成后、係る国外機関投資家は銀行間市場にて債券取引、債券買戻し、債券貸付、債券先物取引、及び金利スワップ、先物金利協議などのその他中国人民銀行が認める取引を行うことが可能となる。係る国外機関投資家は投資規模を自主決定できる。
- 係る国外機関投資家は長期投資者として、資産価値の維持・増加の合理的必要性に基づき、取引を行うべきである。中国人民銀行は双方対等原則及びマクロプルーデンス要求に基づき、係る国外機関投資家の取引行為を管理する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/524/2015/20150714154753677115588/20150714154753677115588_.html

● 医疗器械分类规则

【发布单位】国家食品药品监督管理总局
【发布文号】国家食品药品监督管理总局令 第 15 号
【发布日期】2015-07-14
【实施日期】2016-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
医疗器械分类规则
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/124222.htm>
|
关于《医疗器械分类规则》的修订说明
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL1297/124283.htm>
|

● 关于 2015 年本市企业工资增长指导线的通知 (上海)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局等四部门
【发布文号】沪人社综发〔2015〕27 号
【发布日期】2015-07-13
【内容提要】2015 年上海市企业工资增长指导线为：平均线 10%，上线 16%，下线 4%。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfwj/ldbc/bcfp/201507/t20150715_1211208.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 国务院：促进进出口稳定增长

日前召开的国务院常务会议决定，部署促进进出口稳定增长的政策措施，包括：

- 提高口岸通关效率，推动全国一体化通关，加快复制推广自贸试验区的贸易便利化措施，在沿海各口岸开展国际贸易“单一窗口”试点。
- 调整《鼓励进口技术和产品目录》及进口贴息政策支持范围，扩大优惠利率进口信贷覆盖面，加大先进技术、设备和关键零部件及国内需求较大的部分消费品等进口。
- 保持人民币汇率在合理均衡水平上基本稳定，促进跨境贸易人民币结算便利化。

● 医療器械分類規則

【発布機関】国家食品薬品監督管理総局
【発布番号】国家食品薬品監督管理総局令 第 15 号
【発布日】2015-07-14
【実施日】2016-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
医療器械分類規則
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/124222.htm>
|
「医療器械分類規則」に関する改正説明
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL1297/124283.htm>
|

● 2015 年上海市企業賃金引き上げガイドラインに関する通知 (上海)

【発布機関】上海市人的資源社会保障局など 4 部門
【発布番号】滬人社綜発〔2015〕27 号
【発布日】2015-07-13
【概要】2015 年上海市企業賃金引き上げガイドラインの平均ラインは 10%であり、最高は 16%であり、最低は 4%である。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/flfg/gfwj/ldbc/bcfp/201507/t20150715_1211208.shtml

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 国务院：輸出入の安定した増加を促す

先頃、開催された国务院常务会议において、輸出入増加促進政策措置の手配が決定された。同措置には以下の内容が含まれる。

- 検問所の通関効率を向上させ、全国一体化の通関体制を推し進め、自由貿易試験区の貿易利便化措置の複製・普及を加速化し、沿海の各検問所において国際貿易の「ワンストップ窓口」試行を実施する。
- 「輸入奨励技術および製品の目録」および輸入利子補給政策の支援範囲を調整し、優遇利率の輸入信用貸付範囲を拡大し、先進技術、設備と重要部品および国内の需要が比較的大きい一部消費財などの輸入を拡大する。
- 人民元為替レートの合理的且つ均衡な水準を基本的に維持した上で、クロスボーダー貿易人民元決済の利便化を促す。

- 稳步放宽境内企业人民币境外债务融资。

(里兆律师事务所 2015 年 07 月 17 日编写)

三、里兆解读

- 汽车企业再因价格垄断被开出天价反垄断罚单：奔驰公司被罚 3.5 亿

2015 年 04 月 20 日，江苏省物价局通报，因价格垄断案对北京梅赛德斯—奔驰销售服务有限公司、梅赛德斯—奔驰（中国）汽车销售有限公司、北京奔驰汽车有限公司（以下合称“奔驰公司”）依法作出行政处罚，对奔驰公司罚款 3.5 亿元人民币，对江苏省南京市、无锡市、苏州市三地经销商罚款 786.9 万元人民币。这是截至目前的反垄断调查中汽车企业收到的金额最高的罚单。

江苏省物价局在通报中提到，奔驰公司与江苏省内经销商达成并实施了限定 E 级、S 级整车及部分配件最低转售价格的垄断协议，违反了《[中华人民共和国反垄断法](#)》（主席令[2007]第 68 号）（以下简称“《反垄断法》”）第十四条的规定，排除、限制了相关市场竞争，损害了消费者利益。自 2013 年 01 月至 2014 年 07 月，奔驰公司通过电话、口头通知或者召开经销商会议的形式，限制江苏省不同区域内 E 级、S 级整车的最低转售价格。同时，奔驰公司通过加大对经销商的考核力度，对不执行限价政策的经销商进行约谈警告、减少政策支持力度等多种方式，促使垄断协议得以实施。此外，通报中还包括奔驰公司在苏州市的经销商（自 2010 年 11 月起）以及在南京市和无锡市的经销商（自 2014 年 1 月起）在奔驰公司组织下多次召开区域会议，达成并实施了固定部分配件价格的垄断协议，违反了《[反垄断法](#)》第十三条规定的内容。奔驰公司在达成并实施该等垄断协议的过程中，起到了主导和推动作用。

江苏省物价局依据《[反垄断法](#)》第四十六条、第四十九条规定，对奔驰公司处以上一年度相关市场销售额 7% 的罚款，合计 3.5 亿元人民币。对在奔驰公司组织下达成并实施垄断协议的苏州市、南京市和无锡市的经销商处以上一年度相关市场销售额 1% 的罚款，其中对主动报告达成垄断协议有关情况并提供重要证据的经销商，依法免除或者从轻处罚。对奔驰公司苏州市、南京市和无锡市经销商罚款合计 786.9 万元人民币。

奔驰公司已不是因价格垄断被行政处罚的首家汽车企业，从 2014 年 08 月到 2015 年 05 月的

- 国内企業の人民元国外借入による資金調達を着実に緩和する。

(里兆律师事务所が 2015 年 7 月 17 日付けで作成)

三、里兆解説

- 自動車企業が価格独占で再び巨額の過料：ベンツ社が 3.5 億の過料に処された

2015 年 4 月 20 日、江蘇省物価局は、北京メルセデスベンツ銷售服務有限公司、メルセデスベンツ(中国)汽車銷售有限公司、北京ベンツ汽車有限公司(以下、「ベンツ社」と総称する)に対して、価格独占を理由に法に依拠し行政処罰に処し、ベンツ社に 3.5 億人民元の過料に処し、江蘇省南京市、無錫市、蘇州市の販売代理店を 786.9 万人民元の過料に処したと発表した。これまでのところ、これは自動車企業対象の独占禁止調査において最高金額の過料である。

江蘇省物価局は通達において、ベンツ社は江蘇省内の販売代理店と E 級、S 級完成車及び一部部品の最低転売価格を限定する独占協定を締結、実施したことは、「[中華人民共和國独占禁止法](#)」(主席令[2007]第 68 号)(以下、「独占禁止法」という)第十四条の規定に違反し、関係市場の競争を排除、制限しており、これにより消費者の利益が毀損されたと指摘している。2013 年 1 月から 2014 年 7 月までの期間において、ベンツ社は電話、口頭での通知又は販売代理店会議の開催により、江蘇省の異なる区域内の E 級、S 級完成車の最低転売価格を制限した。同時に、ベンツ社は販売代理店に対する考課を強化し、価格限定政策を実施しない販売代理店に対して、面談での警告、政策による支援を減らすことなどにより、独占協定の実施を促した。このほか、通達には、ベンツ社の蘇州市の販売代理店(2014 年 1 月より)及び南京市、無錫市の販売代理店(2014 年 1 月より)が、ベンツ社主催の下、数回エリア会議を開催し、一部の部品価格を固定する独占協定を締結し、実施したことは、「[独占禁止法](#)」第十三条規定に違反していることについても触れている。ベンツ社は、当該独占協定の締結および実施の過程において、主導的な・牽引的役割を果たしていた。

江蘇省物価局は、「[独占禁止法](#)」第四十六条、第四十九条規定に基づき、ベンツ社に対して、前年度の関係市場における売上高の 7%、合計で 3.5 億人民元の過料に処した。ベンツ社主催の下、独占協定を締結し、実施した蘇州市、南京市および無錫市の販売代理店に対しては前年度 1 年間の関係市場における売上高の 1% の過料に処したが、独占協定締結に関する状況を自発的に報告し、重要証拠を提供した販売代理店については、法に依拠し免除又は軽きに従い処罰を行った。ベンツ社の蘇州市、南京市及び無錫市の販売代理店に対する過料は合計で 786.9 万人民元である。

自動車企業が価格独占で行政処罰に処されたのはベンツ社が初めてではなく、2014 年 8 月から 2015 年 5

10 个月内，还有包括宝马、奥迪和克莱斯勒内的 12 家汽车零部件企业陆续成为中国汽车行业反垄断的处罚对象。律师还了解到，东风日产的反垄断调查与处罚已经进入最后阶段。同时，因价格垄断已经被相关省级物价局行政处罚的汽车企业并不能排除在其他省市因价格垄断被行政处罚的可能性。近几年来，价格垄断查处已不断在石油、电信、汽车和银行等领域出现，下一次反垄断的大锤会落到哪个领域无法判断，但总体上看，民生相关领域的企业应特别重视。

（里兆律师事务所2015年07月17日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [高尔夫球场的拆除与会员的索赔](#)
- [债权回收](#)
- [劳动人事纠纷](#)
- [商业贿赂](#)

月の10ヶ月以内において、BMW、アウディおよびクライスラーを含む12社の自動車部品企業が続々と中国自動車業種の独占禁止の処罰対象となっている。また筆者の把握したところでは、東風日産の独占禁止の調査と処罰はすでに最終段階に入っている。同時に、価格独占で省級物价局から行政処罰を受けた自動車企業がその他の省・市において価格独占での行政処罰に処される可能性を排除できない。ここ数年、価格独占の取り締まりは石油、電信、自動車および銀行などの分野で絶えず実施されており、次はどの分野の企業が独占禁止で取締りを受けるかについて判断できないが、全体的に見ると、国民生活関連分野の企業は特に重視する必要がある。

（里兆法律事務所が2015年7月17日付けで作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求](#)
- [債権回収](#)
- [労働人事紛争](#)
- [商業賄賂](#)